

医療法人等の所得金額計算書のかきかた

岐阜県

1 この計算書の用途等

(1) この計算書は、岐阜県に主たる事務所等を有する①医療法第39条に規定する医療法人、②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会、③公益法人等で医療保健業を行うもの、④人格のない社団等で医療保険業を行うもの（以下、①から④を「医療法人等」といいます。）が、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書を岐阜県に提出する場合に、添付してください。

(2) 次に掲げる法人は、この計算書の添付は不要です。

- 主たる事務所等が他の都道府県にある医療法人等
- 法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人等（以下、「特例適用法人」といいます。）

なお、特例適用法人は、「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」の「備考」欄にその旨を記載するとともに、「社会保険診療報酬にかかる損金算入に関する明細書（法人税明細書別表10（7）」の写しを添付してください。

- 社会保険診療等とその他の診療とを区分経理されている医療法人等（以下、「区分経理されている医療法人等」といいます。）

この場合には、その区分経理による所得計算についての明細書を添付してください。

2 添付する書類

この計算書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。なお、(2)以下の書類は写しで構いません。また、社会保険診療収入及びその他の収入の明細書など、計算の過程で作成した資料があれば添付してください。

- (1) 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
- (2) 法人税申告書の別表4、別表6（1）
- (3) 雑収入の内訳書
- (4) 貸借対照表、損益計算書

※ 上記以外の書類についても提出を求める場合があります。

3 各欄の記載のしかた

※欄外の「消費税（課税業者・免税業者）」及び「経理（税込・税抜）」は該当する方に○をつけてください。

欄	記載のしかた及び留意事項
1 「総所得金額等①」	「所得金額に関する計算書」の「再仮計⑱」の欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額を朱書するか、又は当該金額の頭部に△印を付けて記載します。

欄	記載のしかた及び留意事項
2「譲渡資産に係る譲渡所得②」	<p>所得金額の計算上益金又は損金の額として計算した譲渡資産に係る譲渡収入から取得費及び譲渡に要した経費を控除して得た金額を記載します。</p> <p>なお、次の点に留意してください。</p> <p>(1)「譲渡資産」とは、次のものをいいます。</p> <p>ア 土地（土地の上に存する権利を含みます。）</p> <p>イ 有価証券（法人税法第2条第21号に規定する有価証券をいいます。）</p> <p>ウ 貴金属、書画、こつとう及び美術工芸品</p> <p>エ ゴルフ会員権</p> <p>オ その他医療事業に直接的な関連を有しない資産</p> <p>(2) 譲渡収入には、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定により損金の額に算入した部分の金額は含めないで計算してください。</p> <p>(3)「譲渡に要した経費」とは、次のものをいい、譲渡資産の維持又は管理に要した修繕費、固定資産税、当該譲渡資産の取得に伴う借入金の支払利息等の費用は含まれません。</p> <p>ア 譲渡のために支払った仲介手数料及び運搬費</p> <p>イ 譲渡のために行った登記又は登録に要した費用</p> <p>ウ 土地を譲渡するために当該土地の上に存する建物に係る借家人に支払った立退料</p> <p>エ 土地等を譲渡するために資産の取壊し、除去等を行ったことにより生じた損失の額</p> <p>オ 譲渡のために支払った有価証券取引税</p> <p>カ その他ア～オに類する費用</p>
3「区分経理した所得金額③」	<p>作業部門等で区分経理した所得金額を記載してください。（その他の事業部門と共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を、当該部門とその他の事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額をもって当該事業部門の所得を算定したものに限りません。）</p>
4「あん分に用いる総所得金額等④」	<p>「総所得金額等①」の金額から、「譲渡資産に係る譲渡所得②」の金額及び「区分経理した所得金額③」の金額を控除した金額を記載します。</p>
5「医療事業の所得金額⑤」「その他の事業の所得金額⑥」	<p>医療事業とその他の事業とを併せて行っている場合に、それぞれの事業を通じて算定した所得金額又は欠損金額を記載します。</p>

欄	記載のしかた及び留意事項
6「社会保険等に係る収入金額⑦」	「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」の（ア）の欄の金額を記載します。
7「医療事業の総収入金額⑧」	「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」の（ウ）の欄の金額を記載します。
8「その他の事業の収入金額⑨」	「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」の（エ）の欄の金額を記載します。
9「社会保険等に係る所得金額⑩」	<p>次の計算式により算出した金額を記載します。（算出した金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げます（欠損金額の場合は切り捨て。））</p> $\left(\frac{\begin{array}{l} \text{あん分に用いる総所得金額等④} \\ \text{又は} \\ \text{医療事業の所得金額⑤} \end{array} \times \text{社会保険等に係る収入金額⑦}}{\text{医療事業の総収入金額⑧}} \right)$ <p>算出された社会保険等に係る所得金額は、「所得金額に関する計算書」の21の欄に記載します。</p>

4 「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」かきかた

(1) 「社会保険等に係る収入金額」の各欄

法第72条の23第3項の健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について支払いを受けるべき次の金額を、法律ごとに記載してください。なお、労働者災害補償保険法（労災保険）による給付は社会保険診療分には含まれません。

ア 保険者から支払いを受けるべき金額（査定損益については、通知のあった事業年度の収入金額に加算又は減算します。）

イ 被保険者から支払いを受ける一部負担金（初診料を含む。）、入院時食事療養費、特定療養費又は訪問看護療養費に相当する金額

ウ 被保険者から支払いを受ける被扶養者の医療等の費用のうち、家族療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額

エ 老人医療費、障害者医療費並びに乳児医療費等について、その医療費の一部を対象者又は被保険者に代わって、市町村等から医療法人等が支払いを受けた金額

オ 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める居宅介護サービス費、介護予防サービス費又は施設介護サービス費を支給することとされる被保険者からサービスに要する費用として支払いを受けた金額

※ 介護保険法に基づくサービス事業の収入には、「社会保険等に係る収入金額」になるものと「その他の収入金額」になるものがあります。それぞれの計上区分は別添1「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」の表をご覧ください。

(2) 「その他の収入金額」の各欄

当期分の収入金額のうち社会保険等に係る収入金額以外の収入金額を各収入科目ごとに記載します。

欄	記載のしかた及び留意事項
⑮ 介護保険法（社保以外）	介護保険法に基づくサービス事業に係る収入金額のうち、「社会保険等に係る収入金額」とならない収入金額を記載してください。
⑯ 自費診療収入	「（損害保険等を含む。）」とは、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額として収入すべき金額をいいます。
⑰ 健康診断・予防注射等、受託医療収入	学校又は事業所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付により収入すべき金額を記載してください。
⑱ ⑭～⑰以外の医療収入	⑭～⑰以外の医療等の給付による収入すべき金額を記載してください。
⑳ 患者、付添人食事代収入	健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係る食事代の他に患者又は付添人等から別途食事代として収入すべき金額を記載してください。
㉒ 生産品等販売収入	作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請負うことにより収入すべき金額を記載してください。
㉔ 利子等及び配当等収入	当期中に収入した所得税法第 174 条（内国法人に係る所得税の課税標準）第 1 号及び第 2 号の利子等及び配当等の額（所得税控除前の額）及びその他の利子等の額を記載します。
㉗ その他の付随収入・付帯事業収入	「付帯事業収入」とは、医療事業に比し社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療事業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。

※すべての収入金額で按分するのが原則ですが、「その他の収入金額」に含まないものについては、別添 2 「非課税所得金額算定上の収入金額ごとの区分一覧表」を参照してください。

(3) 「その他の事業の収入金額」の各欄

医療事業以外の事業について収入すべき金額を記載します。

留意事項

- 「別表 4 の税務計算」欄には、法人税の明細書（別表 4）で加算又は減算した収入金額を記載します。（法人税の更正等を受けた場合においても、更正、決定により加算又は減算した収入金額について同様に記載してください。）
- 消費税及び地方消費税の課税取引に係る経理処理について、税込経理方式を適用している医療法人等（消費税の免税事業者を除きます。）の「その他の収入金額」欄及び「その他の事業の収入金額」欄に記入する金額は、消費税及び地方消費税相当額（消費税及び地方消費税の課税取引に係る税込収入金額の 110 分の 10）を控除した金額としてください。
- 当該事業年度において損金経理した貸倒金は、収入金額から控除しないでください。

別添 1 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

サービスの種類		計上区分		
		社会保険等に 係る収入金額	その他の 収入金額	
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問サービス	訪問介護（ホームヘルプ）	○	
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	○	
		訪問看護 介護予防訪問看護	○	
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○	
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
	通所サービス	通所介護（デイサービス）		○
		通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防通所リハビリテーション	○(※)	○(※)
	短期入居サービス	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 （介護老人保健施設、介護療養型医療施設等、介護医療院）	○(※)	○(※)
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護			○
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与			○
施設サービス	指定介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）		○	
	介護保険施設サービス（老人保健施設） 介護医療院サービス 指定介護療養施設サービス（介護療養型医療施設）	○(※)	○(※)	
	地域密着型介護サービス・地域密着型介護予防サービス 指定居宅介護支援・指定介護予防支援		○	

(※) 施設利用時に利用者が全額負担する居住費、食費（食材料費と調理費）、滞在費、その他の日常生活費は「その他の収入金額」です。また、利用者の負担軽減のため介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費（補足給付）」は「その他の収入金額」に含めます。

別添2 非課税所得金額算定上の収入金額ごとの区分一覧表

記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

(A)又は(B)欄の○印の項目を計上してください。

(C)欄に該当するものは計上不要です。

(D)欄に該当するものは、譲渡所得の計算に含めてください。

収入金額		社会保険等に係る 収入金額(A)	その他の 収入金額(B)	その他の収入金額に 含まない(C)	譲渡収入 (D)
1	社会保険分の医療収入	○			
2	家族療養費	○ (※1)			
3	公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
4	介護保険収入	別添「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」を参照のこと			
5	障害者自立支援医療費	○ (※2)			
6	窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
7	保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
8	労働者災害補償保険法の医療収入		○		
9	自費診療収入		○		
10	自動車損害賠償責任保険等の医療収入		○		
11	健康診断・予防接種等・受託医療収入		○		
12	嘱託収入		○		
13	入院料、ベッド代差額収入		○		
14	患者、付添人食事代収入		○		
15	健康診断等証明収入		○		
16	生產品等販売収入		○		
17	受託技工・検査料等収入		○		
18	受取利息・受取配当		○		
19	割引債の償還差益		○		
20	電話・電気・ガス・寝具等使用料収入		○		
21	不用品売却収入		○		
22	事務取扱手数料		○		
23	歯ブラシ、おむつ等販売収入		○		
24	販売手数料収入		○		
25	施設等利用料収入		○		
26	社宅・寮・駐車場収入 (光熱費含む。)		○ (役員使用分)	○ (従業員使用分)	
27	従業員食事代		○ (役員利用分)	○	
28	従業員用保育施設の保育料収入		○ (役員利用分)	○	

収入金額		社会保険等に係る 収入金額(A)	その他の 収入金額(B)	その他の収入金額に 含めない(C)	譲渡収入 (D)
29	償却資産売却収入		○ (取得価格を超える部分)	○	
30	企業年金払戻金及び企業年金配当金			○	
31	各種引当金及び準備金の繰戻額			○	
32	租税の還付金			○	
33	還付加算金		○		
34	債務免除益			○	
35	仕入割引・仕入割戻		○ (製薬会社からのリベート)	○	
36	各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
37	現金過不足			○	
38	事業分量配当		○ (※3)	○	
39	雑収入として計上された消費税及び地方消費税相当額			○	
40	補助金等 業務の対価として収入する委託料・協力金・手当等		○ (※4)		
41	上記以外の補助金等		○	○ (※5)	
42	生命・損害保険 解約返戻金・満期返戻金・保険割戻金			○	
43	入院給付金等の特約保険金		○		
44	満期保険金・死亡保険金		○ (積立保険料控除後の額)		
45	対物損害保険金		○ (保険対象資産の取得価格を超える部分)	○	
46	配当金		○		
47	有価証券売却益				○
48	譲渡関係 土地譲渡益				○
49	貴金属、書画等譲渡収入				○
50	ゴルフ会員権及びリゾートホテル会員権の譲渡収入				○

(※1) 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家庭訪問看護療養費も同様の扱いです。

(※2) 障害者療養介護医療費、児童福祉法における肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費も同様の扱いです。

(※3) 出資配当は「その他の収入金額」に含めます。

(※4) 医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料・協力金・手当などの内容のもの。例として、救急助成金、休日診療・夜間診療補助金、市町村から収入する予防接種委託料などが該当します。

(※5) 法人税の所得の算定上損金算入が認められる補助金の他、国・地方公共団体及びこれらに準ずる公的機関(国又は地方公共団体が出資している公共法人・公益法人等に限り、)から収入する補助金。例として、施設整備に対する助成金、雇用に対する補助金、借入れに対する助成金などが該当します。